平成２１年（フ）第１２８号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西松島295番地２　コーポラス笠嶋２号、住民票上の住所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東松島55番地
債務者　渋谷　正宗
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
青森県五所川原市大字飯詰字福泉51番地の１
債務者　黒川多鶴子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
青森県つがる市木造館岡上稲元125番地４
債務者　江良アグリ
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第５８４号
東京都多摩市愛宕１丁目１番地１―601
債務者　志茂　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５９５号
東京都八王子市台町３丁目４番12号防衛省八王子宿舎402号
債務者　齊藤　保子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６１９号
東京都町田市木曽東４丁目15番ロ830号
債務者　土屋　浩二
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６３０号
東京都三鷹市野崎１丁目21番16号宮前ハウス102
債務者　稲川　明人
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３０号
山口県周南市大字大河内700番地の121
債務者　吉永　明美（旧姓國居）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１９１号
広島県福山市沼隈町大字草深2070番地　カーサフィオーレＢ201、旧住所大阪府東大阪市新庄４丁目１番５―508号　福山通運社宅２号棟508号
債務者　山下　真二
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２１０号
千葉市稲毛区黒砂台３丁目４番26号
破産者　アートホームサービス株式会社
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第８７１号
横浜市栄区上郷町100番地　長瀬ビル501
破産者　加藤智恵子
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１４８号
山形県鶴岡市みどり町３番17号
破産者　有限会社サラサホーム酒田中央
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成１９年（フ）第１０８６８号
大阪府吹田市古江台４丁目１番Ｂ２―108号、住民票上の住所大阪府吹田市古江台４丁目１番Ｂ６―303号
破産者　山口　勝海
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８号
宮城県登米市南方町鴻ノ木131番地の１
破産者　株式会社みやしん
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２０年（フ）第１０６８号
東京都国分寺市西元町３丁目27番６号奥原方
破産者　石渡　直人
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２１０号
静岡県沼津市蛇松町135番地
破産者　株式会社杉安水産
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３７４６号
名古屋市中川区吉津１丁目2316番地
破産者　株式会社モリホーム
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３２号
名古屋市西区児玉１丁目16番19号
破産者　有限会社ファストアクトジャパン
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部